防衛研究所達第３号

防衛研究所職員及び研修員の勤務時間及び休暇に関する達を次のように定める。

昭和６１年１２月２３日

防衛研究所長 小谷 久

防衛研究所職員及び研修員の勤務時間及び休暇に関する達

改正　昭和６３年　５月２３日防衛研究所達第　３号
平成　４年　５月　１日防衛研究所達第　２号
平成　５年　４月２６日防衛研究所達第　２号
平成　６年　３月２２日防衛研究所達第　１号
平成１５年　７月３０日防衛研究所達第１０号
平成１６年　４月　１日防衛研究所達第　９号
平成１７年　１月２７日防衛研究所達第　１号
平成１８年　７月１９日防衛研究所達第　８号
平成２０年　８月２７日防衛研究所達第　５号
平成２１年　３月２７日防衛研究所達第　２号
平成２２年　６月２２日防衛研究所達第　２号
平成２３年　９月　１日防衛研究所達第　５号
平成２７年　４月１０日防衛研究所達第　１号
平成２７年　６月１５日防衛研究所達第　３号
平成２８年　４月　１日防衛研究所達第　３号
令和　５年　７月　６日防衛研究所達第　６号

（目的）

第１条　この達は、職員等の勤務時間、休暇等について、他の法令等に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この達における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　職員等 防衛研究所の職員（非常勤の職員を除く。）及び研修員をいう。

（２）　研修員 防衛研究所規則（昭和３３年防衛庁訓令第７１号）第３条に規定する研修員及び総合職職員の研修実施に関する達（昭和５８年防衛研修所達第２号）に規定する研修員をいう。

（３）　所属長 別表左欄に掲げる者について、それぞれ右欄に定める者をいう。

（４）　フレックスタイム制適用隊員 規則第４４条第５項若しくは第６項、事務官等訓令第２条第９項若しくは第１４項並びに自衛官訓令第９条第３項若しくは第７項の規定の適用を受ける隊員をいう。

（５）　規則　自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）をいう。

（６）　事務官等訓令 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第４３号）をいう。

（７）　自衛官訓令 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６５号）をいう。

（８）　人事教育局長通知　フレックスタイム制による勤務時間の割振り又は日課の定めの基準について（通知）（防人計第７４９２号。５．３．３１）をいう。

（勤務時間）

第３条　職員等の勤務時間は、次の各号に掲げる２段階の勤務時間とする。

（１）　午前８時３０分から午後５時１５分まで。ただし午後０時から午後１時までは休憩時間とする。

（２）　午前９時３０分から午後６時１５分まで。ただし午後０時から午後１時までは休憩時間とする。

２　職員等の２段階の勤務時間の割振りは、隊務の運営に支障のないよう所属長が定めるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、所属長は、早出遅出勤務等の運用について（人１第６３１１号（１８．６．３０））第３第１項の規定に基づき、職員等が早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を請求した場合は、隊務の運営の支障の有無について判断し、勤務時間を割り振ることができる。

４　所属長は、第２項及び第３項並びに次条第１項の規定により、職員等の勤務時間の割振りを定めたときは、別に示す様式により、順序を経て防衛研究所長に報告するものとする。

第４条　前条第１項から第３項までの規定にかかわらず、所属長は、フレックスタイム制の適用から申告があった場合には、規則、事務官等訓令、自衛官訓令及び人事教育局長通知の規定に基づき、当該隊員の勤務時間を割振るものとする。

２　事務官等訓令第２条第８項第２号及び自衛官訓令第９条第４項第２号に規定する官房長等があらかじめ定める連続する２時間は、午後１時から午後３時までとする。

３　事務官等訓令第２条第９項第２号イに規定する官房長等があらかじめ定める連続する時間は、午後１時から午後３時までとする。

４　事務官等訓令第２条第１４項第３号及び自衛官訓令第９条第９項第３号に規定する官房長等があらかじめ定める連続する時間は、午後１時から午後３時までとする。

５　フレックスタイム制適用隊員の月曜日から金曜日までの間の休憩時間は、午後０時から午後１時までとするほか、連続する正規の勤務時間が４時間３０分（隊務の運営並びに隊員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認める場合には、６時間３０分）を超える前に休憩時間を置くこと。

６　フレックスタイム制適用隊員は、人事教育局長通知別紙様式第２及び別紙様式第３、別紙様式第８の必要書類により、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、それぞれ定める期日までに申告するものとする。

（１）　規則第４４条第５項及び自衛官訓令第９条第３項の規定に基づく申告を行う隊員　位期間の開始日の前日から起算して、できる限り２週間前

（２）　規則第４４条第６項及び自衛官訓令第９条第７項の規定に基づく申告を行う隊員 単位期間の開始日の前日から起算して、できる限り１週間前

７　前項の規定により申告を行った隊員がフレックスタイム制の適用を受ける場合の単位期間の開始日は、同一の日とする。

（所属長）

第５条　所属長は、別表左欄に掲げる者の休暇について、年末年始及び別に定める場合は包括的に承認し、その他の場合（事務官等訓令第１０条第１項及び自衛官訓令第１５条第１項の場合を除く。）には個別に本人の請求を受けて承認の可否を決定する。

（休暇の請求）

第６条　職員等は、休暇を請求するときはあらかじめ、休暇簿(隊員の休暇簿について(人１第２７３０号(６１．５．２１)別紙第１から別紙第４までをいう。以下同じ。)に所要事項を記入して、所属長に提出をし、承認を受けなければならない。この場合において、緊急時の連絡の必要が見込まれるときは、備考欄に連絡先を記入するものとする。

２　職員等は、病気、災害その他やむを得ない事由により、前項の規定によることができなかった場合は、電話又はその他適切な方法により、休暇を請求し、事後において休暇簿に所要事項を記入し、承認を受けるものとする。

３　所属長は、病気休暇及び特別休暇でその事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書、母子手帳の写、その他勤務をしない事由を明らかにする書面の提出を求めることができる。

４　所属長は、職員等から規則第４９条の２に規定する介護休暇の請求があった場合は、必要に応じて医師の診断書その他証明書類の提出を求めることができる。

（休暇の承認等）

第７条　所属長は、前条に規定する休暇簿の提出を受けたときは、速やかに承認の可否について記入押印し、当該休暇簿を順序を経て返却するものとする。この場合において、不承認の決定を行ったときは、その理由を備考欄に記入しなければならない。

（所外勤務）

第８条　職員等が、勤務時間中の所外における公務のため、不在となる場合は、所属長に事由を述べて承認を受けなければならない。

（委任規定）

第９条　この達に定めるもののほか、この達の実施に関し、必要な事項は企画部長が定めるものとする。

附 則

１　この達は、昭和６２年１月１日から施行する。

２　自衛官の休暇簿は、改正後の達第６条第１項の規定にかかわらず、昭和６２年４月１日から適用するものとし、それまでの間、従前の休暇申請簿を休暇請求簿と読み替えて使用する。

３　改正前の達第１０条に規定する休暇台帳の保管は、昭和６２年３月３１日までの間、なお従前の例による。

附 則（昭和６３年５月２３日防衛研究所達第３号）

この達は、昭和６３年５月２４日から施行する。

附 則（平成元年１月１８日防衛研究所達第１号）

この達は、平成元年１月１８日から施行し、昭和６４年１月１日から適用する。

附 則（平成４年５月１日防衛研究所達第２号）

この達は、平成４年５月１日から施行する。

附 則（平成５年４月２６日防衛研究所達第２号）

この達は、平成５年４月２６日から施行する。

附 則（平成６年３月２２日防衛研究所達第１号）

１　この達は、平成６年４月１日から施行する。

２　この達の施行の際現に使用している用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成１４年９月２０日防衛研究所達第７号）

この達は、平成１４年１０月１日から施行する。

附 則（平成１５年７月３０日防衛研究所達第１０号）

この達は、平成１５年７月３０日から施行する。

附 則(平成１６年４年１日防衛研究所達第９号)

この達は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則(平成１７年１月２７日防衛研究所達第１号)

１　この達は、平成１７年１月２７日から施行する。

２　この達の施行の際現に使用している用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成１８年７月１９日防衛研究所達第８号)

この達は、平成１８年８月１日から施行する。

附 則(平成２０年８月２７日防衛研究所達第５号)

この達は、平成２０年８月２７日から施行する。

附 則(平成２１年３月２７日防衛研究所達第２号)

この達は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則(平成２２年６月２２日防衛研究所達第２号)

この達は、平成２２年６月２２日から施行する。

附 則(平成２３年９月１日防衛研究所達第５号)

この達は、平成２３年９月１日から施行する。

附 則(平成２７年４月１０日防衛研究所達第１号)

この達は、平成２７年４月１０日から施行する。

附 則(平成２７年６月１５日防衛研究所達第３号)

この達は、平成２７年６月１５日から施行する。

附 則(平成２８年４月１日防衛研究所達第３号)

この達は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則(令和５年７月６日防衛研究所達第６号)

この達は、令和５年７月６日から施行する。

別表（第２条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">副所長</td><td rowspan="2">所 長</td></tr>
<tr><td colspan="2">研究幹事、企画部長、政策研究部長、
理論研究部長、地域研究部長、教育部長、
戦史研究センター長、特別研究官</td></tr>
<tr><td rowspan="11">上記以外
の 職 員</td><td>企画部総務課長
企画部企画調整課長</td><td>企画部長</td></tr>
<tr><td>企画部総務課に勤務する者</td><td>企画部総務課長</td></tr>
<tr><td>企画部企画調整課に勤務する者
（企画部企画調整課長を除く。）</td><td>企画部企画調整課長</td></tr>
<tr><td>政策研究部に勤務する者</td><td>政策研究部長</td></tr>
<tr><td>理論研究部に勤務する者</td><td>理論研究部長</td></tr>
<tr><td>地域研究部に勤務する者</td><td>地域研究部長</td></tr>
<tr><td>教育部教務課長、
教育部教育課程運営室に勤務する者</td><td rowspan="2">教育部長</td></tr>
<tr><td>研修員</td></tr>
<tr><td>教育部教務課に勤務する者</td><td>教育部教務課長</td></tr>
<tr><td>戦史研究センターに勤務する者</td><td>戦史研究センター長</td></tr>
<tr><td>特別研究官の下に勤務する者</td><td>特別研究官</td></tr>
</table>